

(株)石川銀行元頭取らに対する民事責任追及について

平成15年3月20日

石川銀行金融整理管財人

(株)石川銀行金融整理管財人は、これまで旧経営陣の責任解明に向けた調査を鋭意続けて参りましたが、その結果判明した不正融資案件について、本日、下記のとおり、不正融資を行った同行元頭取ら3名に対して10億円の支払を求める損害賠償請求の訴えを金沢地方裁判所に提起しました。

記

1 提訴日 平成15年3月20日

2 提訴裁判所 金沢地方裁判所

3 原告 (株)石川銀行

4 被告 ① 元代表取締役頭取 高木 茂  
② 元代表取締役専務 川口 睦  
③ 元取締役東京支店長 藤田 道彦

5 請求の内容

平成12年9月22日、高木元頭取らが、返済可能性がなく、かつ、担保も大幅に不足しているにもかかわらず、石川銀行から(株)カントリークラブ・ザ・ファーストに対して、ナショナルエンタープライズ(株)からゴルフ場を買収するための資金等として57億円を融資し、回収不能とさせた不正融資案件について、取締役の善管注意義務違反等による損害賠償請求として、上記融資金のうちナショナルエンタープライズ(株)等の債務返済として石川銀行へ還流した金額や高木元頭取らの総資産から回収できると見込まれる金額などを考慮の上、損害の内金10億円の支払を求める。

6 金融整理管財人のコメント

金融整理管財人は、これまで部内に責任解明チームを設けて、旧経営陣の責任解明作業を鋭意続けて参りましたが、本日、民事提訴に至った不正融資案件は、その調査過程において判明したものです。また、金融整理管財人は、捜査当局に対しても、本件不正融資案件の情報を提供し、捜査に協力して参りましたが、本年3月16日、高木元頭取ら旧経営陣3名が逮捕されたことから、同日付けで同人らを商法

違反（特別背任）の事実で告訴しました。

金融整理管財人としましては、来る3月24日に予定されている営業譲渡を迎えるに当たって、責任追及業務に区切りを付け、その役目を終えることとなりますが、責任追及そのものは今始まったばかりであると認識しております。今後、民事責任追及は(株)整理回収機構が引き継いで訴訟遂行することとなりますし、刑事事件は捜査継続中ではありますが、いずれにつきましても司法の場において高木元頭取ら旧経営陣の経営責任が白日の下に晒されることになると思われます。そして、これらの責任追及の結果として、金融機関におけるモラルハザードが抑止され、金融システムの安定化に資することができるよう強く期待するものであります。